

福島第一原子力発電所

特定原子力施設に係る実施計画の 変更認可申請について

平成25年9月13日

東京電力株式会社



東京電力

実施計画の変更認可申請について

- 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 第64条の3第2項に基づき，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」（以下，実施計画）の変更認可を原子力規制委員会に申請

- 主な変更事由：
 - 4号機使用済燃料からの燃料取り出しに向けた，保安措置の規定追加およびカバー排気設備の運転開始に伴う放出管理方法の変更
 - 2，3号機海水配管トレンチ内滞留水に含まれる放射性物質濃度の低減に向けた，モバイル式処理設備の設計進捗の反映

- 変更箇所：
 - I章 1.1 1～4号の工程，2.4 特定原子力施設の今後のリスク低減対策
 - II章 2.5 汚染水処理設備等，2.15 放射線管理関係設備等
 - III章第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）
 - 第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）
 - 第3編 2.1 放射性廃棄物等の管理，2.2 線量評価，
3.1 放射線防護及び管理

主な変更の内容（1 / 3）

① 4号機使用済燃料プールからの燃料取出し作業開始に向けた変更

- 4号炉使用済燃料プールからの燃料取り出しに係わる規定の追加
 - 4号炉使用済燃料プールにおいては燃料取扱機又はクレーンを使用し、使用済燃料共用プールにおいては燃料取扱装置又は天井クレーンを使用すること等の燃料運搬に関する要求事項を追加
 - 変更箇所：Ⅲ章第1編 第34条, 第37条等
- 4号炉燃料取出し用カバー排気設備の運転開始に伴う放出管理方法の変更
 - 排気設備出口のダスト放射線モニタによる連続監視する旨追加
 - 変更箇所：Ⅲ章第1編 第42条
Ⅲ章第3編 2.1 放射性廃棄物等の管理, 2.2 線量評価
3.1 放射線防護及び管理等
- 4号炉原子炉建屋5階のエリアモニタ設置に伴う変更
 - 変更箇所：Ⅲ章第1編 第60条, 第61条等
- 4号機燃料取出し用カバー換気設備出口ダスト放射線モニタに関する基本仕様等の記載を追加（3号機についても併せて追加）
 - 放出管理に用いる放射線管理設備として、Ⅱ.2.15に記載を追加
 - 変更箇所：Ⅱ章 2.15 放射線管理関係設備等

主な変更内容（2／3）

② 2， 3号機海水配管トレンチ内滞留水に含まれる放射性物質濃度の低減に向けた，モバイル式処理設備の設計進捗を反映

- モバイル式処理装置、移送配管等の主要仕様ならびに構造強度、耐震性評価等の詳細設計等について記載を追加
- モバイル式処理装置で使用した吸着塔についても、使用済セシウム吸着塔保管施設に貯蔵する規定を追加
- 変更箇所：Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等
Ⅲ章第1編 第40条

→当該設備設置の計画については認可いただいているが、この度詳細設計が取り纏まったことから変更するもの

主な変更の内容（3／3）

③ その他

■ 汚染水貯留タンクの増設（野球場付近）および瓦礫類一時保管エリアWの設定に伴う周辺監視区域図等の変更

○変更箇所：Ⅱ章 2.15 放射線管理関係設備等

Ⅲ章 第1編（第58条），第2編（第98条）

第3編 2.1 放射性廃棄物等の管理，2.2 線量評価，

3.1 放射線防護及び管理

→設備の設置については，実施計画Ⅱ章にて既に認可いただいているもの

■ 法令改正に伴うⅢ章第1，2編の内容の変更

● 原子炉主任技術者の選任条件の追加（Ⅲ章第1編第8条、第2編第8条）

● 電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の職務等に関する規定の追加（Ⅲ章第1編第8条の2，第9条の2、第2編第8条の2，第9条の2等）

● 溶接事業者検査及び定期事業者検査の実施に関する規定の追加（Ⅲ章第2編第107条2）

■ 淡水化装置廻りのポリエチレン管化工程について，現場進捗を踏まえ更新

○完了時期の変更 平成25年9月末迄→平成25年12月末迄

○変更箇所：Ⅰ章 1.1 1～4号の工程

2.4 特定原子力施設の今後のリスク低減対策

Ⅱ章 2.5 汚染水処理設備等